

令和6年第4回知内町議会定例会

- ◎ 招集年月日 令和6年12月10日(火)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和6年12月10日(火) 午前9時30分
- ◎ 閉会日時 令和6年12月10日(火) 午後2時05分

◎ 出席議員

1番	松井盛泰	7番	一之谷 駿
2番	花井泰子	8番	野口久美子
3番	笠松悦子	9番	木村 一
4番	五十嵐捷爾	10番	谷口康之
5番	吉田峰一		

- ◎ 会議録署名議員 2番 花井泰子 3番 笠松悦子

- ◎ 欠席議員 6番 山田顕人

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町 長	西山和夫
副 町 長	大野 樹
生活福祉課長	笠松さおり
保健センター長	(笠松さおり)
地域包括支援センター長	(笠松さおり)
税務会計課長	佐藤辰治
農業水産振興課長	南 一 貴
商工林業振興課長	南 和 敏
政策調整課長	三原 知 明
建設水道課長	澤田浩一
教 育 長	堂下則昭
教育委員会事務局長	長谷川将之
スポーツセンター長	(長谷川将之)
知内高等学校事務長	高田正志
学校給食センター長	(長谷川将之)
代表監査委員	木村和義

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	上野真吾
議 事 係	高田貴明

令和6年第4回知内町議会定例会議事日程

(第1号)

令和6年12月10日(火) 午前9時30分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 2番、花井泰子君、3番、笠松悦子君
第 2	委 員 会 報 告 第 1 号	議会運営委員会報告について (委員長報告)
第 3		会期の決定について
第 4		議長の諸報告
第 5		町長の行政報告
第 6	委 員 会 報 告 第 2 号	総務文教常任委員会所管事務調査報告について (委員長報告)
第 7		追跡質問
第 8		一般質問
第 9	議案第 1号	知内町職員の給与に関する条例等の一部改正について
第10	議案第 2号	令和6年度知内町一般会計補正予算(第7号)について
第11	議案第 3号	令和6年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) について
第12	議案第 4号	令和6年度知内町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
第13	議案第 5号	令和6年度知内町水道事業会計補正予算(第2号)について
第14	議案第 6号	令和6年度知内町下水道事業会計補正予算(第1号)について
第15	議案第 7号	議会の議決に腑付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条 例の一部改正について
第16	議案第 8号	知内町立学校設置条例の一部改正について
第17	意 見 書 案 第 1 号	高等教育の学費軽減・少額金返済の負担軽減を求める意見書の提 出について
第18	意 見 書 案 第 2 号	企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書の提出について
第19	意 見 書 案 第 3 号	訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書の提出につ いて
第20	意 見 書 案 第 4 号	選択的夫婦別姓制度の法制化を早急に求める意見書の提出につい て
第21	議 長 発 議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (谷口康之)

みなさん、おはようございます。

令和6年第4回定例会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は知内高等学校の3年生が地域創生学習の一環として、傍聴に来ていますのでお知らせいたします。今日はどうぞよろしくお願ひ致します。

欠席通告のあった議員指名6番、山田顕人君。

只今の出席議員数は、9人です。

定足数に達していますので、令和6年第4回知内町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議長（谷口康之）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、花井泰子君及び3番、笠松悦子君を指名します。

● 委員会報告第1号 議会運営委員会報告について

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第2、委員会報告第1号、『議会運営委員会報告について』を議題とします。

議会運営委員会は、去る12月3日に開催されており、委員長からその内容について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、笠松悦子君。

◎ 委員長（笠松悦子）

委員会報告。委員会報告第1号、議会運営委員会報告について。

令和6年第4回知内町議会定例会の議会運営について、別紙のとおり報告する。

令和6年12月10日提出。知内町議会議長、谷口康之。

議会運営委員会報告書。

令和6年第4回知内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

令和6年12月10日。知内町議会運営委員会委員長、笠松悦子。知内町議会議長、谷口康之殿。

記、1、会議開催状況、開催日、12月3日。出席委員、笠松、吉田、山田、一之谷、木村。欠席委員、なし。説明員、なし。事務局、上野、高田。2、会期について、今定例会の会期は、12月10日（火）から11日（水）までの2日間としたい。3、議事日程について、議事日程については、別紙配布のとおりである。なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。4、付議案件について、付議案

件は、委員会報告2件、諸報告1件、行政報告1件、一般質問4件、議案8件、意見書案4件、議長発議1件である。5、議長の諸報告・説明員の出席について、議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配布のとおりである。以上であります。

◎ 議 長（谷口康之）

これで、議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は、只今、議会運営委員会委員長より報告があったように進めてまいります。

● 会期の決定について

◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第3、『会期の決定について』を議題とします。

お諮り致します。本定例会の会期は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本日から明日11日までの2日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から明日11日までの2日間に決定しました。

● 議長の諸報告

◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第4、『議長の諸報告』を行います。

令和6年第6回知内町議会臨時会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

● 町長の行政報告

◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第5、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申出がありました。

これを許します。

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

みなさんおはようございます。令和6年第4回知内町議会定例会行政報告をさせていただきます。

明治安田生命「私の地元応援募金」及び「サウンドアーチ」の贈呈についてであります。

2022年に包括連携協定を締結した明治安田生命函館支店から10月23日に「地元の

元気プロジェクト」の一環として、「私の地元応援募金」の寄附50万1,200円と話し手側の電話機に設置することで、聴こえに悩む方とのスムーズなコミュニケーション実現する固定電話音声明瞭化機器「サウンドアーチ」の贈呈があったものであります。

次に絵画寄贈についてであります。知内町出身の亡き堂守俊弘氏の「町民やゆかりのある人に鑑賞して欲しい」との遺志を受け、夫人である堂守則子様から知内町の風景画2点の寄贈を10月30日ポールスター札幌において式典を行い、町から感謝状を贈呈させて頂きました。絵画は自ら伊藤氏に製作依頼した故郷重内の風景画2点で、公民館に展示されておりますので、ご鑑賞頂きたいと思っております。

次に渡島廃棄物処理広域連合の動向についてであります。10月25日（火）に第2回定例会が開催されております。

同意第1号、副広域連合長の選任について同意を求めることについては、森町の岡嶋町長が原案通り同意をされております。

議案第1号については、令和6年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計補正予算（第1号）歳入歳出それぞれ36万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,268万8千円とするものであります。これについても原案通り可決をされております。

認定第1号、令和5年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計決算認定についても、原案通り認定されました。

次に北海道後期高齢者医療広域連合の動向についてであります。11月11日（月）に第2回定例会が開催をされております。

議案第7号、令和5年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

議案第8号は、令和5年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算の認定についてであります。

議案第9号については、令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）、歳入歳出それぞれ2万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億8,391万4千円とするものであります。

議案第10号、令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第1号）、歳入歳出それぞれ141億8,969万円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,845億3,635万8千円とするものであります。

議案第11号、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。

議案第7号から第11号までは、全て原案通り可決されました。以上であります。

◎ 議 長（谷口康之）

これで、行政報告を終わります。

● 委員会報告第2号 総務文教常任委員会所管事務調査報告について（委員長報告）

◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第6、委員会報告第2号、『総務文教常任委員会所管事務調査報告について』を

議題とします。

調査は議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長欠席の為、副委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員会副委員長、野口久美子君。

◎ 副委員長（野口久美子）

委員会報告第2号、総務文教常任委員会所管事務調査報告について。

令和6年度における総務文教常任委員会の所管事務調査に係る結果について、別紙のとおり報告する。

令和6年12月10日提出。知内町議会議長、谷口康之。

総務文教常任委員会所管事務調査報告書。

令和6年度における常任委員会所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

令和6年12月10日。知内町議会総務文教常任委員会委員長、山田顕人。代読、野口久美子。知内町議会議長、谷口康之殿。

記、1、調査月日、令和6年8月29日（木）（1日間）。2、調査委員、委員長、山田顕人、副委員長、野口久美子、委員、松井盛泰、花井泰子、笠松悦子、五十嵐捷爾、吉田峰一、一之谷駿、木村一、谷口康之。3、欠席委員、なし。4、説明員、堂下教育長、長谷川教育委員会事務局長、筒井事務局長補佐。5、事務局員、上野事務局長、高田議事係。6、調査事項、（1）英語教育の現状について。

7、調査意見

知内町の英語教育の特色としては、幼少期の「しりうち認定こども園」から「町立知内高等学校」まで、一貫した英語指導体制が整っている事や、各学校と教育委員会で構成されている「英語教育推進協議会」が設置・協議されていることから、教育現場の意見等が直接英語教育への指導方法に活かされているところにある。また、学習指導要領に基づく、校種間の接続を意識した学習到達目標（can-do リスト）の導入により、児童生徒の英語力の達成状況に応じた指導・評価により、児童生徒の学習意欲の維持・向上のための工夫が行われているところである。

令和6年8月からは、英語指導助手（ALT）を3人体制としたことにより、全ての学校の英語授業へALTの配置体制が整い、また、幼少期から生きた英語に慣れ親しむことで、英語への抵抗感を減少させる取り組みとして、しりうち認定こども園にALTを派遣し英語教育活動を実施しており、さらには小学校低学年向けに放課後公民館活動「英語遊び・ALTと遊ぼう」を実施するなど、低年齢層への英語教育の更なる充実が図られている。

知内高校の魅力化と国際理解教育として実施している海外修学旅行や、選抜型の短期留学（国内外）の実施については、全国募集を行う際のPRにも繋がる大変特徴的な取り組みとなっている。また、コロナ過において実施を見送ってきたイングリッシュキャンプは、本年度から対象を町内小学生から高校生までに拡大し、本町及び渡島檜山管内のALTの協力を得て、キャンプ期間中のコミュニケーションはすべて英語で行うなど、英会話のスキルアップが期待できるものとなっている。

これまで本町では、様々な英語教育関連事業を進めているが、今後も継続した事業の推進を図るため、第一線で活躍されるALTに対して、JETプログラムの基準以上の給与や住

宅等の処遇について検討を行うなど、質の良いALTの確保について努めていただきたい。
また、各省庁やALTとの繋がり等を活用するなどにより、英語圏の国などを対象とした学校間交流や留学生の相互交流事業についても是非検討していただきたい。

また、英語に特化した大学との連携や推薦枠の確保など、知内高校の魅力化向上に向けた取り組みについても進められることを期待すると共に、グローバル化に対応した人材づくり、高校や大学入試、英語検定などにとらわれない、児童・生徒の個々の学力にあった学習指導等、これまで以上の対応について期待をするものである。

◎ 議 長（谷口康之）

これで、総務文教常任委員会所管事務調査報告を終わります。

● 追跡質問

◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第7、『追跡質問』を行います。

質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これで追跡質問を終わります。

● 一般質問

◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第8、『一般質問』を行います。

一般質問は会議規則により、予め議長に通告のあったものより行います。

発言を許します。

8番、野口久美子君。

◎ 8 番（野口久美子）

質問事項、町内の防犯対策について。

近年犯罪や事件は増加傾向にあり、お年寄りが暴漢に襲われたニュースが大変多く町民の皆さんもとても不安に感じております。

防犯カメラは犯罪被害の防止・予防・事件・事故を未然に回避するための抑止につながると思っています。そして速やかな事件解決に大きな効果を発揮している事は少なくない現状です。

町内ではコンビニや各店舗に万引きや強盗対策として屋外防犯カメラを設置しているのを見かけますが、公共施設は防犯カメラを設置するなど防犯対策されているのか、また、町民の安心安全を守るため今後防犯カメラを設置する予定があるのか、町長にお伺い致します。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。町が設置している防犯カメラ等は、役場庁舎内に2台、認定こ

ども園に5台、道の駅しりうちにおいて、新幹線展望塔に2台と道の駅全体を映すように4台のカメラを設置しているところでもあります。

他の公共施設には、防犯カメラの設置はありませんけれども、役場庁舎の閉庁時は施錠の上、日直・宿直員が対応、中央公民館、各小学校・中学校・高校の開校時は施錠の上、インターホンで来客対応、閉校時は警備会社のセキュリティサービスで防犯対応しております。

また、漁場管理事業として、平成31年度は知内漁港、通称小谷石漁港でありますけれどもそこに設置、令和2年度は中ノ川漁港への監視カメラ設置に対して、町から助成しております。涌元漁港については、漁船保険で設置をしているところでもあります。

今後においても、公共施設における防犯カメラの設置に関しては、防犯上、必要なものについて設置していく考えであります。

なお、現在、木古内警察署から、犯罪捜査への協力や設置による犯罪抑止の目的のため、公共施設等への防犯カメラ設置についての相談があり、設置する場所や方向、カメラの性能、電源の確保等について協議し、担当係において次年度予算計上に向けて動いているところがあります。

しかし、不特定多数を恒常的に移す場所への防犯カメラの設置については、個人情報等の担保やプライバシーへの配慮が強く求められることから、慎重に判断していきたいと思えます。以上であります。

◎ 議 長（谷口康之）

8番、野口君。

◎ 8 番（野口久美子）

公共の場での設置状況、まだまだ少ないと感じましたが、これから増えていくことは町民の安心にも繋がる事ですので、進めていってほしいと思えます。が、どうでしょう。今犯罪は公共の場より自宅で起きています。個人宅、企業に防犯カメラ設置の補助金を出し、拡充していくことが、もっと町民の安心に繋がりませんか。

何かあった時の為、木古内警察署の電話番号を短縮ダイヤルに登録して、すぐ押せるようにしている女性の方もいるのです。これからもっと高齢化していく町に大変必要だと思うのですが、町長はどう思われますか。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

確かに今、いろんな高齢者の事件が発生をしております。そうした中で町もどうなのか、公共施設よりも個人を優先すべきというお話と思えますけれども、今警察署より12カ所に関して設置、防犯対策の上での設置要請が今きております。それというのは、やはり何か犯罪あった時に、その犯罪者を追跡するルートのなものを確実に犯人を追い詰める、そんな工夫の中で防犯箇所12カ所を是非設置して頂きたいという、今要請がきている段階であります。そして当然子ども達の見守りも含めた場所に関しては、これから優先順位を高めながら設置していくつもりではありますけれども、ただ個人についてはまだ田舎暮らしという状況もあって、まだ施錠していない住宅も何件かみられるんだろうなと思っております。

まずは防犯対策として施錠をしっかりしていただく、そして不審者への対応として今後どうしていくかについては、これからまた他町でいろいろ事案があるだろうと思えますけれど

も、ただ個人に関してやっているところっていうのはなかなか出てこない、今現状にあります。どうしても今優先されているのが、町内会を担保とした防犯カメラの設置だとか、そうした公共関係に多く見られるのかなと思っております。ただ今防犯カメラも小型で安く販売しているような状況でありますので、それを今それぞれ設置している状況なんだろうと思いますけれども、今後高齢者に対応した防犯カメラも個人の設置については、今後も含めて、先程申し上げた警察の要請にまず対応する、そしてその後時期的なものを見ながら、個人への対応も検討させて頂ければと考えております。

◎ 議 長（谷口康之）

8番、野口君。

◎ 8 番（野口久美子）

是非、何かあってからでは遅いので、町が支援して木古内警察署がいてくれたら、町民は安全安心を感じられると思います。町ぐるみで命を守れたらと願ってやみません。町長には是非最優先で、この件はお願いしたいと思っております。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

木古内署からのまず要請、これにどう応えるか、これは町内の犯罪全体を抑止する効果にも繋がるだろうと思っていますし、まして、そういうカメラが設置されているという危機があれば、自分が行動を起こしても追跡されるわけですから、いずれ捕まるだろうという認識が強くなるだろうと思っています。そういう意味での町内全体の安心、確保には繋がってくるのかなと思っていますので、まずそれを1台60万円から70万円位するそうです。そうしたものをいつまでやりきるかということは、まだ断言できませんけれども、先程お話しのように子ども達の見回りも兼ねての防犯カメラの設置場所にあたる所については、優先順位を高めながら、これから検討させて頂きたい。

そしてもう1つは、防犯カメラの要項が整理されていないこともありますので、その辺まず真っ先に要項を整理しながら、また警察署の要請に応えながら、そして今議員の提言があります個人宅に拡大できるようなそんな状況になればなと思っています。ただ一気にはできませんので、これは優先順位を付けながら対応させて頂いて、また個人に安価なカメラが設置できる状況であれば負担金もずっと下がるわけですから、その辺も調整しながら今後検討させて頂きたいと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

8番、野口君。

◎ 8 番（野口久美子）

ありがとうございます。

是非優先でお願い致します。ありがとうございました。

◎ 議 長（谷口康之）

次に2番、花井泰子君。

◎ 2 番（花井泰子）

私からは、補聴器の購入助成について質問を致します。

年々、高齢者人口が増すなかで、加齢性難聴の住民が増えていると聞いています。

身体障害者手帳の交付を受けて、更生相談所の医師が必要と判断された方は原則1割負担で補聴器の購入が可能となっておりますが、加齢性難聴の方々は高額なため、購入をあきらめる人もいると聞いております。補聴器で聞こえを補うことで認知症の予防や、聞こえないことによる引きこもり等の孤立化を防ぐことや、高齢者が明るく元気に交流することができるよう、助成制度の創設について町長の所見をお伺い致します。

◎ 議 長（谷口康之）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。難聴は、QOL（（生活の質）の低下や認知機能の低下に影響を与えることが分かっており、介護予防や生活の質を維持していく上では、難聴の早期発見及び早期介入が重要であると言われております。

一方で、加齢性難聴などの場合、本人が気付かないうちに進行してしまうことが多く、適切な支援や受診につながりにくいといった状況にもあります。

難聴高齢者対策は、普及啓発、早期発見、早期介入が重要であり、今年度は介護予防教室において普及啓発のための健康講話を実施し、早期発見および早期介入のため「聞こえのチェックリスト」を実施しております。各地区で開催しております、いきいきサロンや転倒予防教室でチェックリストを136名に実施したところ、ご自身の聞こえに問題を抱えている方が66%おり、そのうち耳鼻科に受診し医師に相談した方は36%しかいないということが分かりました。

難聴は、高齢者の健康上の問題のうち上位にある症状で、危険を察知する能力の低下や、家族や友人とのコミュニケーションがうまくいかなくなり、社会的に孤立すると認知症やうつ状態になり、閉じこもりになることもあるため、重要な課題だと認識しております。

そのため、当町では担当係において令和7年度に新規事業として創設する方向で検討しております。現段階では、対象者を、聴覚障害の身体障害者手帳を交付されていない方で、日常生活に支障をきたしている中程度難聴（聴力レベルが、両耳とも40dB以上70dB未満）の65歳以上の町民とし、助成額等については実施している自治体を参考に決定させていただきます。

今後も難聴高齢者対策を継続するとともに、この事業を実施することにより、高齢者の認知症予防や閉じこもり予防、更には、積極的な社会参加を図っていただきたいと考えているところであります。

◎ 議 長（谷口康之）

2番、花井泰子君。

◎ 2 番（花井泰子）

ありがとうございます。町長からのご答弁では、来年度から新規事業として創設をする予定だという事なので、率直に言って良かったなという考えでおります。

ちょっと私もこの質問をするにあたって、どういう所がそういう取組みをしているのかとか、どんな方法で取組をしているかということで、少し調べさせてもらいました。

北海道で言えば、30自治体、約30市町村がこの補聴器の助成制度の取り組んでいるというふうになっております。それで、高齢者の加齢性難聴という事で、質問をいたしましたので65歳以上とか70歳以上というのが、大体30の自治体の中でもあったんですけども、

しかしそれだけではなくて実は私も驚いたんですが、全町民を対象というそういう自治体を6自治体、それから18歳以上というのが1つの自治体であったんですね。ですからこれは今回加齢性難聴ということで助成のお願いの質問なんですけども、これをもっと深い所にあるなという事を勉強した中調べた中でありました。

さて、そういう事なんですけど、近隣の町政で言えば木古内が昨年度から実施しているようですし、せたな町は今年度の補正予算の中で、実施をしているというふうに聞いております。さっきも言いましたけれども、町長は、対象者は多分税金を納めていない方とそういった類の方達だけを対象にしているかなと思っているんですけど、そのことについてはどうでしょうか。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

確かに他町を見れば、いろいろ事例はあるんだろうと思います。今、議員が仰るように全町民を対象にするところもありますし、また、聴覚障害ですか、身体者手帳を持たない方以外の方を対象にやっている所もあるんだろうと思いますけれども、症状はそれぞれ身体の理由がいろいろあって難聴になったり、目が見えなかったり、そんな症状が出てくるんだろうと思います。

実は自分も病気でこちらがほぼ聞こえません。多分花井議員もちょっと難聴気味かなって思うしはしますけれども、それでイヤホン使ったりしているんですけども、なかなかこれで対応できないところあります。どうしても病気なので。そういう意味では身体障害者手帳持てば、そういう支援が得られるということは、重々分かっておりますけれども、ただいろんなイベント、高齢者の集いだとかいろんなイベントあって自分も聞こえが悪いものですから、それで今後ろの方はどうなんだろうという、都度後ろの方に声をかける時もあるんです。たまたま声をかけた時は湯ノ里の町民だったんですけども、聞こえないと、なかなか聞こえないとこの会場にも来たくなくなるし、やっぱりうつ状態というかで歩くのが面倒だと。そして聞こえないのに相手にも迷惑がかかると、そういう意味での不安っていうのは多々あるんだろうと思っています。そういう意味ではいろんな理由でその医師の診断の結果でありますけれども、先程言われたように40dBから70dB未満、それによって町民全体で考えた時にそれに対応するという事であれば、助成制度を次年度からやるつもりでいますので、やりたいなと思っています。ただ金額的にはそれぞれ他町でありますけれども、3万円から4万円ということでやっています。自分的にはそういう意味で、本当に高齢者というのは、聞こえ、目が弱ってくるとなかなか本当に積極的にコミュニケーションを取ろうという意欲がそぐなわれますので、あくまでも自分とすれば上限10万円、1/2の10万円が良いと思っていますので、その辺を含みながら次年度の予算ヒヤリングに向けて検討をさせて頂ければ有難いと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

2番、花井泰子君。

◎ 2 番（花井泰子）

分かりました。これからもっと丁寧に調査をされて素晴らしい助成制度に出来るんじゃないかというふうに思っているんですけど、例えばせたな町、ごくごく最近取り組まれたんです

が、そこでの例を1つ紹介させていただきますと、対象は生活保護世帯と非課税世帯なんですね。その他の方達には上限6万円という形です。購入費用の3/4ということです。

ところが、その方達以外に世帯の方々も上限4万円を個人費用の1/2を助成するというふうになっているんですね。私これを見た時にさっきも言いましたけれども、生活保護世帯と非課税世帯だけではない、先程町長もちょっと話されたと思うんですが、もうちょっと非課税世帯よりもほんのちょっとだけ生活が楽な人達も本当は沢山いるのではないかと、だけど高額なものだから、なかなか買えないというようなことになっているのではないかなというふうに思うので、北海道だけでも30の町がやっていて2万円から6万円と値段も差があるんですが、是非うちは女性の課長です、生活福祉のね。課長がいまして、丁寧な調査を下さるといふに私は思っているんですが、是非そういうこともお願いしたいと思うのと、1つせたなで言えば、1回受けたらそれで終わりという訳ではないんですね。助成金を受けてから5年以上経過した場合は再申請すれば、もう1回受け付けますよと、というようなことにもなっていて、随分丁寧に調べてこれを実施したんだなというふうに、ちょっと思っています。

そういう事をいろいろと考えながら調べながら来たんですが、実は私、そのことを調べながら思い出したのは、町長が町長になられた1期目の最初の町民に対する行政報告の中で、言われたことをちょっと思い出したんです。町長は高齢者の中で本当に低所得者の人がいると認識していると、だから、そういう人達を救い上げるために政策をしっかりとやっていきたいというような所信表明だったんですね。私はずっと見てきましたけれども、その姿勢で町政を運営されているのではないかなというふうに思っていますが、その認識で間違いのないですね、町長。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

間違いありません。そういう認識でこれからも務めさせていただきたいなと思います。

そして、先程申し上げた答弁の中でQOL生活の質ということで、申し上げた言葉ありますけども、これは非課税世帯を対象としたことではなく、あくまでも40dBから70dB以下の人を全体を対象にしているという事なんで医師の診断があれば、また年齢関係なく対象になるという事ですので、その辺はご理解を頂きたいなと思っております。

受付に来た時に目が見えないという方には、度合いを分けたメガネがあります。ただ耳の聞こえに関しては、無いんですね。それで最近アクリル板に発言した言葉が出るだとか、いろいろAIの進化、IoTの進化でいろいろ機器はでておりますけれども、まだちょっと不安定というか発した言葉に100%文字に出るかと言えば、そうでもない。ちょっとあやふやな所も多々あるという事で、なかなかそこに行き着くまで時間はかかるだろうと思っています。ただ、骨伝導、耳に入れるイヤホンは誰が耳に入れたか分からない不潔感もありますので、そういう意味では骨伝導、ただかけるだけでありますので、そうした対応もできるかなと思っていますので、まずそこは間違いなくやらせて頂いて、あとは今議員から質問があった難聴者に対する支援ということで、先程も申し上げたように10万円で推そうと思っていますので、そこはまた議会からも応援頂ければ有難いと思いますので、今後の対応として高齢者の生活の質、向上のためにいろんな角度から、目・耳だけではなくていろんな身体症が

ありますので、そうした意味も込めながらこれから勤めさせて頂ければと思っておりますので、よろしくお願い致します

◎ 議 長 (谷口康之)

2番、花井泰子君。

◎ 2 番 (花井泰子)

ありがとうございます。私もさつき町長が仰ったように5年前に難聴になりまして、病院に行ったら突発性難聴と言われたんですが、突発性難聴ではなかったです。再検査したらやっぱり加齢性の難聴だったんですね。

その時に補聴器を付けたんですが、やっぱり議員というの立場というのもあって、皆さんに見えるという、難聴なのに議員やっているのかなということの後から思われるというのもとても気になりまして、ちょっと高かったんですが、自分用にあった中に差し込むという、外からは見えないような補聴器をずっと今私はやっているんですが、それでもなかなかきこえづらいと、1対1の話とかごく近くにいる人の話のはっきり聞こえるけれども、大勢の中だと全然駄目です。ですから補聴器というのはいろんな問題があるのかなというふうに思っていますが、だけれども目が悪くなったら私達は平気でメガネをかけますし、もし歯が駄目だったら歯医者さんに行って入れ歯だったり部分入れ歯だったりして、普通の生活をするために出来るんですけど、補聴器だと何となく気が引けるっていうような方も沢山いますよね。

ですから是非町としては、皆さんに周知をきちんとして頂いて、聞こえないのは恥ずかしいことではないよと、聞こえないと言ったらいろんな手立てがあるよということも含めながら、周知をして頂きたいと思うんですが。

実は先だって、2週間くらい前ですか、保健センターで行った高齢者介護予防の日常生活調査ということをしたという報告があったんです。知内町生活支援地域支え合い協議会というのがありまして、私も老人クラブの代表として参加させて頂きました。町長も参加されていましたよね。その時に私本当にびっくりしたのは、昨年度1年かけて調査されているんですけども、本当に調査員が丁寧な調査をされたんですね。だから日常生活がどんなところで困っているのか、本当にこまい所まで調査をされていましたので、その中に加齢性難聴の方がいまして、その地域に入っていけないというような答えも出ていました。ですからそこも全部考えながら、そして知らせる時は、丁寧に調査をされたこの中身を使いながら多分難聴の方ではないかなと、思われる方がいるというのも皆さん調査の方がつかんでいらっしやると、その位丁寧な調査をされたんですね。ですから、それを含めて是非知らしめて頂きたいというふうに思います。

来年度から、これはやるという事なのでこれ以上は細かいことを言ってもなんですから、3月の予算委員会の時に出てきましたら、また議論できるものは議論をさせて頂きたいというふうに思っています。質問を終わります。ありがとうございます。

◎ 議 長 (谷口康之)

西山町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

いろいろご丁寧な提言ありがとうございます。地域支え合い協議会でもコーディネーターの方が2名おられますけれども、本当に今議員が仰るようにきめ細かな情報を集めて頂いて、

それに多々いろんな考え方、また自分の体力でなかなか出来ないこと、又はそういう聞こえ、目だとかで外出がおっくうになること、いろんな角度から見てまとめて頂いた資料を見て頂いたんだと思いますけれども、本当にそういう意味では地域全体、知内全体がそういう支え合いの中で、いろんな高齢者、またはいろんな事情で身体障害持っている方、いろんな見えない部分でも障害ある方、そういう方が多々いますので、そういった方の理解にも繋がるのかなと思っています。メガネは遠慮なくファッションでかけるんですけども、それには誰も抵抗を示す人はいないだろうと思いますけれども、やっぱり補聴器を付けている人の目というのは、なかなか気になるのかなど。今議員も出来るだけ隠れるという話をしておりましたが、ただそうではなくてやっぱり聞こえない、それは高齢もありますし、病気もありますし、それもいた仕方ない、それが当たり前なんだと、これが隠さず遠慮しないで補聴器付けようとか、そういうふうになってくれればなと思っています。それを全体で支え合うというのが大事になってくるんだろうと思っていますので、これからもまた、高校生生きておりますので、高齢になればわかる事、今は全然分らないです。本当に若い時代っていうのはそんなことを考える必要も無かったし、考えたくもないし、なんでそうなるのというみたいなんでしょうけれども、必ず老いはきますので、そうした時に相手の痛みが伝わるようにそれぞれ自分の気持ちを高めながら、いろんな障がいのなかで世界は生きている、その中の日本の中でまた小さな知内町で生きている、活かされているということを認識して頂いて、やはりそういう思うような行動が出来ない人には手を差し伸べる、そんな感じでこれからも生活して頂ければ有難いと思っていますので、これからもいろんな意味でご提言頂ければ有難いと思います。よろしくお願い致します。

◎ 2 番 (花井泰子)

ありがとうございました。

◎ 議 長 (谷口康之)

次に7番、一之谷駿君。

◎ 7 番 (一之谷駿)

7番、一之谷です。質問させていただきます。

現在、町の情報発信の手段として紙媒体の他、防災無線、アプリのインフォカナル、各種SNS、ホームページがあります。しっかりと更新されているものとそうでないものが見受けられます。最近では役場職員を募集していますが、リンクが破損していたり、職員採用、給与定員管理の公表も平成26年の情報となっております。また、インフォカナルは、文章として残るにも関わらず同じ内容の通知が複数回配信されるなど、本当に必要な情報がわかりづらく、正しく情報が伝わっていないのではないかと感じております。現代社会ではインターネットから情報を得る方も多いことから、SNS等での情報発信は正確かつ適正に行う事が必要と考えます。

他自治体では、職員不足による業務多忙でスキル修得の為の研修等ができていないなどの課題が発生していると聞いており、当町においても同様な状態となっているのであれば、ホームページ等の更新配信業務について民間委託も視野に検討しては如何か町長の所見をお伺いします。

◎ 議 長 (谷口康之)

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。行政情報の発信の手段としては、毎月発行の広報しりうちのほか、インターネット上においては、公式ウェブサイトに加え、X（エックス）やインスタグラムなどのSNSを活用しております。更に今年度からLINEの公式アカウントも本格運用しており、多様な情報発信を展開しているところであります。

また、防災情報配信システム「インフォカナル」による、戸別受信機やスマートフォンのアプリケーションへ音声情報と文字情報を定期的に配信しております。なお、このインフォカナルは、先月、メニュー画面や文字検索機能などを追加するリニューアルを行ったところでもあります。

公式ウェブサイトの更新については、現在、職員が自席のパソコンから管理システムにアクセスして、ワープロ操作のような簡単な手順により、リアルタイムで更新しており、SNSについても、職員がタブレット端末で更新している現状にあります。

質問の更新業務の民間委託については、災害時など、夜間や休日において緊急に更新が必要な場合に委託事業者が対応できないなど、即時性が失われる懸念があることから、今後も引き続き、職員が更新業務を担当していくとともに、分かりやすい記事を作成するため、職員のスキルを磨くことは重要でありますので、庁内研修を充実させてまいりたいと思います。

なお、ご指摘のありました古い情報やリンク切れなどについては、最新情報へ更新するとともに、更新にあたっては、複数人で内容を確認する等、正確な発信に努めてまいりたいと思います。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（谷口康之）

7番、一之谷駿君。

◎ 7 番（一之谷 駿）

インフォカナルについてなんですけれども、新しくなったということなんですけど、今後個人的によく思う事なんですけど、メッセージまとめて選択して削除したり、既読にしたりする機能も付けて欲しいなと思っております。

あと、ホームページに関してなんですけれども、知内町を知るきっかけ、恐らく観光であったりとか、何か紙媒体、新聞だったりとかで知内町を知るきっかけになった時に、まず検索すると思うんですよね。知内町どんな所かなとかと。そうなるホームページがまず最初に出てくると思います。そこから皆さん知内の事をいろいろ知ることかなと思うんですけれども、やっぱり更新頻度っていうのは町がうまくできているのかなとか、そういう信頼の所に繋がると思いますので、そこは今後もしっかりやっていければ良いのかなと思います。

あと職員募集に関しての知内の良さだったり、業務の楽しい部分とかあると思うんですけれども、そういう所を募集の内容に組み込めれば良いのかなと思うんですよね。例えばなんですけど、職員募集する時に生産者と共に新商品を開発したい人募集みたいな、そういうピンポイント、あとは医療関係者目線から町づくりをしていける人とか、自分かなって思えるようなワードを出していくと恐らく引っかかってくる人が出てくるというふうに思っております。

それで先程町長仰っていた庁内の方で研修をしていくということだったんですけども、それは具体的にどのような感じで進めていくのか、お伺いしたいです。

◎ 議 長（谷口康之）

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（三原知明）

ご説明致します。実際の研修の詳しい中身は、これから庁内で煮詰めていかなきゃならない段階ですけども、技術的な部分だけでなくですね、タイムリーに情報発信していく必要もありますので、そういった意識醸成も含めてしっかりやって参りたいと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

7番、一之谷駿君。

◎ 7 番（一之谷 駿）

例えば、講師みたいな人を入れたりとかするのかなと思うんですけど、前に僕も質問したことがあったと思うんですけども、その道のプロの人に頼るといのは、結構重要なことだと思っていて、頼るスキルというか重要だと思いますので業務委託というよりは、一緒に並走してくれるような人を人選して、外部の力を入れたりとかそういうのがあったら良いのかなと思います。

公式LINEですね、今回新しく力を入れているという事なんですけれども、公式LINEにした理由といいますか、経緯なんかを教えてくださいたいと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（三原知明）

ご説明します。LINEを選んだというか、情報の発信として常に様々な情報を送れる環境をまず作りたい。例えばインスタとかX（エックス）のようにたまたま見るとかっていうのも必要なんでしょうけど、繋がった人に対して町外の人が多いと想定していますけども、そういった方々に一定の頻度で必要な情報を提供していきたいという観点で、LINEについては選ばせて頂いております。

◎ 議 長（谷口康之）

7番、一之谷駿君。

◎ 7 番（一之谷 駿）

LINEを登録しておくとすぐ連絡が来るので、その辺は結構良いのかなと、僕も登録してまして、実際打ってみるとホームページにとんだりとか、いろいろあると思うんですけども、何んとか全体的にSNSもそうなんですけど、ちょっと地味かなってような印象がありまして、もう少しホームページとかもポップに作っている自治体もありまして、ホームページは今すぐ再構成するというのはなかなか費用もかかる事なので、手軽にできるところでいうとSNS運用っていうのは凄くやり易いのかなというふうに思っています。知内の魅力を発信するということでSNSって結構見ている人も多いので、そこはうまくやれば良いのかなと思って、うまくやっている自治体何あるかなのと思ったら、意外と町公式なんですけど、キャラクターを使っているところが結構多いんですね。知内だったらならちゃんとかカキ太郎とか、そういうのをアカウントで知内の魅力を発信していく、毎日更新していったり画像付きでイベントの情報だったりとか、今日こんなことやりましたとか、何でもいんですよね、結構どうでもいいこととかつぶやいていたりしている自治体もあって、知内も調べたら、ならちゃんちょっとだけ、誰かがやっていたような痕跡があったので、新しくもう1回やってみても良いんじゃないかと思っていますので、検討しても

らえれば、町の魅力をもっといろいろな人に知内町を好きになってもらって、知内のアカウントも好きになってもらえれば、来てくれる人が増えたり、そこに新たなお金が生み出されたりするのかと思いますので、検討してもらえればと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

いろいろ情報発信の仕組みというのは、今本当にSNSの中でやっているんだろうと思いますけれども、ただ対外的なアピールというのは本当に、どれが正確な情報なんだろうというそういう目で見らさるところもあるんですよね、現実的には。そういう意味では公式の自治体が発信するものについては、信用度というのは上がっていくと思いますので、そういう意味ではいろんな、にららちゃんでもカキ太郎でもいろんな情報の仕方、工夫、見せ方で見る側を引き付ける何か魅力を作っていかないとなかなか開けようと思わないだろうと思いますし、また探そうとも思ってもらえないだろうと思っています。そういう意味では、長年議会の中で知内町は情報発信が下手だというご提言も頂いておりますので、これからどんどん今の時代でいけば、AI、ITを活用したやり方も出てくるんだろうと思いますので、そういう工夫をしながら、これからいろんな町の発信、そして見せ方の工夫もしながら魅力ある発信情報になればと思いますながら、これからやっていきたいなと思っています。

あとインフォカナルですか、まとめて既読にできるというお話でしたけれども、今段階的に進化状態にあるんだと思っています。随分最初からみれば進化したなという思いで見てるんですけども、そういう意味では絞り込みのLINEも出て、自分が見たい情報があるのか無いのかそれもいろいろ高齢者を打てば高齢者情報も絞り込んで出るようになりましたし、そういう意味では若者の情報というのは現状少ないのかなとは思いますが、ただ全体を見るのにインフォカナルからホームページもいけますし、またその情報としてQRコードもつけて町内だけではなく町外の方も見れるような、友だちから広がってこういう情報発信知内町でしているよということも、町内に限定した防災無線ではありませんので、そういう意味ではどんどん活用して広げて知内の情報が更に多くの人目に留まる、そんな工夫をしていければと思っていますので、これからもいろんな情報を頂ければ有難いと思いますので、よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（谷口康之）

7番、一之谷駿君。

◎ 7 番（一之谷 駿）

インフォカナル、凄く便利だと思いますので今後どんどん良くなって良ければ良いかなと思います。SNSの運用とかその辺に関しては恐らく、高校生も来ていますけれども高校生とか若い人も詳しいと思いますので、そういう方に聞いたりとか、例えばそういう会議に来てもらうとか、そういうこともあったら良いのかなと、皆で知内を良くしましようという雰囲気があれば良いのかなと思いますので、今後できれば良いと思いますし、私もそういうのあれば参加したいなと思いますのでよろしくお願ひします。

◎ 議 長（谷口康之）

次に3番、笠松悦子君。

◎ 3 番（笠松悦子）

質問事項として、家庭用生ゴミ処理機の購入費助成についてということでお伺いしたいと思います。

質問趣旨と致しまして、私達人々が生活をしてゆく上で、どうしても工夫を必要とする問題の一つにゴミ問題があります。

当町においても、近年クマの出没が多発していることから、家庭用生ゴミの出し方や管理方法などの工夫が必要となっており、町民の方々も悩んでいるところであります。

一方、生ゴミは水切り等を行っても、ゴミ出しの際は高齢者には大変な作業であり、今後高齢化に対応した方策が求められると考えております。

そこで、生ゴミを削減し、ゴミ処理に係る町負担を抑え、高齢者のゴミ出しの軽減にも対応するため、生ゴミ処理機購入費に対する助成金の創設をしてはと考えますけれども、町長の所見をお伺い致します。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。家庭から排出される可燃ゴミの半分近くが生ごみだと言われており、一般ごみの年間排出量の約3割以上を生ゴミが占めていると言われております。知内町の家庭系一般ゴミの令和6年10月期の排出量は7.4tでしたので、1か月に町からは生ゴミが約1.2t、1世帯当たりになると約6kgが排出されていることとなります。生ゴミを減らすことは、確かに、排出されるゴミの減量に大きな効果があるかと思われれます。

家庭用生ゴミ処理機器には、乾燥型とバイオ型の生ゴミ処理機、コンポスト容器、台所の排水溝に取り付けるディスポーザー、密閉発行容器などがあります。それぞれ一長一短があり、最近の熊の出没等を考え、他の自治体においても電動生ごみ処理機の購入費助成を行っている所が多い状況です。電動生ゴミ処理機以外の物も含め、道内では37自治体が購入費の助成をしております。

生ゴミ処理機には、乾燥式とバイオ式があり、購入金額は2万円から15万円で、金額により性能が異なっております。バイオ式の生ゴミ処理機は微生物によって分解する物なので処理スピードが遅く、バイオチップの購入や交換が必要になり、独特の発酵臭がするため屋外型の物が多いようであります。乾燥式の生ゴミ処理機は、温風により乾燥させるので、臭いや虫が発生しにくいものの、電気代がかかってきます。金額により処理機能に差があるため、安ければ手間や電気代が多くかかってくるようであります。生ゴミのおよそ80%が水分だと言われているので、乾燥させることによりゴミの減量化にはなりますが、実証実験では3割から4割くらいの減量であるようであります。処理機に生ゴミを入れる際には、ある程度小さく細断しなければならぬため、手間がかかると聞いております。また、日々の清掃やフィルター交換が必要となってきますので、維持費がかかります。

そのような理由により、近隣の自治体では、助成制度の初年度は数人申請しても次年度以降は申請がほぼ無い状況だと聞いておりますので、助成金の新設については、もう少し詳しく町民のニーズ調査を行うとともに、他自治体の状況を調査したうえで、協議が必要かと考えております。

高齢者のゴミ出しにつきましては、日常生活調査により実態把握をしているところあります。75歳以上の在宅高齢者650人のうち、現在ゴミ出しを自分で行っている高齢者は4

09人で62.9%となっております。4割近くは、家族やヘルパーの支援等を受けているという現状にあります。これまでに、町では、200ゴミ袋の導入や戸別収集の試験的实施を行ってきました。

今後も、高齢化が進む中で、ゴミ出しが困難な町民への対策を協議し、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを目指して参りたいと考えております。

合わせて、ゴミの減量化のために、町民全体から協力を得られるように取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

◎ 議 長 (谷口康之)

3番、笠松悦子君。

◎ 3 番 (笠松悦子)

ありがとうございます。何故私がゴミ問題に提言をいろいろさせて頂くかと言いますと、若い時はゴミ出しが全然苦になりませんでした。ところが段々私もこの年代になってきて、やっぱり重たい、大変だ、それから年いった方々と話をする度にゴミが出るから、この頃夏は花壇に埋めたりしてるけれども、冬になったら埋めることが出来ないのね、自分で調理しないので買った物で済ませるという方々を結構耳にしますので、やっぱり人間が生きていく上では自分で作った物を火を加えた物を食べるということは、健康にとってとっても大切な事だと思います。その人達が一番思うのは、やっぱり作るとゴミが出る、そうするとやっぱり出すのに大変だ、じゃあ人を頼めばというと、やっぱり特異性なんではないかな、この町の、人に頼らないで自分がやりたいっていう、やっぱり自分がやらなきゃっていう強い気持ちの人達も多いんですよ。やっぱり一人になった人に聞くと特にそういう事が思われます。

私も生ゴミを前にもゴミの時に、町長さんとお話させて頂いていろいろ買ってみたんです。その時ももう一段高いのを買おうと良かったんでしょうけれども、安いのも良いやというつもりで買ったら、やっぱり使い勝手は良いものではありませんでした。もうちょっと高いものであれば、3回調理するのに足していけるものがあつたんですけども、私は丁度手頃な軽い物にしてちょっと失敗したなと思ってました。そういうこともありながら、もしこれが何かの助成制度か何かがあつたらと思ってましたし、町の方々もいろいろ話してくれるんです。よく毎年ですけれども、決算委員会の時とかに衛生センターの方に支払うお金をよく別々に出されてはいないんですけれども、生ゴミを燃やすだけの処理費いくらかかっているかなと思ってたんですけれども、やっぱりそれが少なくなると、町からの税金を使った、それも少なくなると思うんです。だから、ここで気持ちよく暮らせるために、そういう制度も必要かなと思ったので、今回提言させて頂きました。

町長さんとしてはそういう処理に対しての間と同じような考えなのかなと思って。ディスプレイというのもありましたけれども、それが通じていない場所もあるものですから、そこに高齢者になるとそこにするっていうよりポンポンと入れてって、今本当に家庭の台所の中に置けるような物が沢山出てました。そういうのがあると、本当に気軽にやれるのではないかと思いますので、そういう言う考えとかってちょっと聞きたかったものですから。

◎ 議 長 (谷口康之)

西山町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

なかなか難しい課題なんですけども、以前ディスポージャーということで、ただ下水に繋がってれば下水に流れてつまりの原因にもなってくるというお話もあったので、いろいろ想定すればなかなか難しいし、生ゴミの80%が水ということで、水を切りたい、乾燥させたいということになれば、いろいろ確かに乾燥機を含めた道具もあるんでしょうけども、バイオになればいろいろ手間がかかるという事で、今いろいろネット情報ではいろんなゴミを減量させるという工夫が出るんですね。例えばCDの穴にナイロンを入れて絞り込むだとか、手軽にやれるよという情報もある、また100均一でも無いだろうけども多少高いやつで挟み込んで絞るといふ機器もあります。そうした簡易の中で自分もまだやったことはありませんけれども、その80%の水分がどの程度切れるのか、せめて50%でも切れるのであれば第一段階として手軽に挟んで、高齢者でも出来る装置でもありますので、そうした物を利用しながら減量化に努めて頂くというのが、まず第一前提なのかなと思ってます。以前議員から提言がありまして、40ℓのゴミ袋を20ℓにして高齢者でも手軽に持ち歩けるような重さにして下さいという事で、それは燃えるごみだけではなく、ある意味全部広がったのかなと思っていますので、そうした物も活用しながら、どうやりきれぬのか。基本的には作るという意味では、自分で野菜を作るという意味合いからずれますけれども、通常買うという事になれば、買い過ぎないだとか、あとは残さず食べるだとか、最後まで使い切るだとか、日本のもったいないという良い言葉がありますので、そういう意味では物価高騰している中で、どうやっても多分食費の軽減はしていると思うんです。少し食べたいけれども物価が高いので、これくらいで抑えておこうだとか、いろんな意味で苦労されている段階なんだろうと思えますけれども、基本的にはもったいないという思いの中で余さない、残さない、そうした分量を調整しながら高齢者2人で暮らすのであれば、その自分にあった、2人にあった、1人にあったやり方の中で工夫して頂いて、勿体ない精神に繋げて頂いて、ゴミの減量化、物価対応だとかいろんな面に対応して頂くというのも1つの考えなのかなと思っています。ただ全否定はしませんけれども、議員も仰ったように、ちょっと途中半端な物を買っちゃえば、なかなか用を足せない、時間もかかる、手間もかかるということなので、じゃあこれが高級な物に変えた時にどうなのかって考えれば、今、電気代が高騰している中で、それをやるか、それをやれる力が高齢者に残っているのか、本当に年金暮らしで困っているという状況になってますので、そうした意味では、また何か違う手立てがあるのかもしれないので、その辺の工夫をさせて頂いて、あとはゴミ出しの試験的にやっていますけれども、前年度まで4件いたのが事情によって2件になっているという事なので、協力して無償に立ち会って頂いておりますので、もしそう重たいゴミ出しが大変だという方がいれば、また名乗りを上げて頂ければ、試験に参加できますので、そうした状況がどれくらい増えてくるのかも合わせた検証中でありますので、そういう活用も含めて全体的にゴミを抑える、これは町の財源も助かりますので、そういう意味では是非町民全体の中でゴミの減量化には、取り組まなければならない時代に来ているのかなと思っていますので、いろいろまたご提言頂ければと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

3番、笠松悦子君。

◎ 3 番（笠松悦子）

町の財源を抑えるという事は、本当に私達町民も思います。町長さんの答弁の中にもあり

ましたようにね、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを目指していますということがありましたが、やっぱりずっとこの町で本当に安心して暮らせるために本当にある程度最低的な財源は使わなくちゃいけないと思うんです。その中でこのゴミの中で、私も調べたところによりますとね、水分は減らしますけれども生ごみの運搬コストも減る、例えば導入できたことによって、それから焼却コストがもちろん減ります。それと埋立コスト等のそういうほうが大きいことを考えられているという学者さんもいらっしゃいます。そういう事等を踏まえますと、焼却コストが減るということは町からの出費も少なくなるということ、もしその出費を抑えるために町民還元ということも考える中にはあるのかなって、考えていくこともできるんじゃないかなということも思いますので、やっぱりそこはこれからいろんなことがあると思いますけれども、いろんなものを考えながら取り組んでもらえればなと思います。

それと分ければ資源、混ぜればゴミと言うように生ゴミだけに限らなくても、前にも私、ゴミ問題で提言した時に中の川町内会が取り組んでいる立派な事例があることが分かりましたので、廃品回収の方と一緒にやって段ボールだとかペットボトルだとか、そういうようなものをやって町内会費に還元されていることを聞いて、本当に素晴らしいことだなと思って、それも1度提言させて頂きました。湯ノ里町内会では、それに協力する人達が子ども会の運営にということもやってらっしゃるということも聞きました。駅前町内会も何か取り組んで入りと聞きましたので、そういう活動がもっと全町に広がると、それこそ運搬のコストも減るんじゃないかなと思うんですよね。その分また国道沿いですと家も混んでますのでね、ステーションというものは、町民コミュニケーションのために本当に必要だなと思うんですけれども、こうずっと離れていくとほんとに点在してるんですよね。そこまでまた運ぶという労力、ましてこれだけ高齢化になっている方々の労力たるものは半端じゃないと思うんです。さっきも言ったように自分の事は自分で始末するという気質があるがために、本当は頼めばいいのになと思いつつながら、言えば私でもやってあげるのにと思いつつながらいるんですけども、自分の物だもの自分で始末するさつという人達が多いんです。そういうことを考えながら、そういうふうな段ボールだとかそういう物を資源回収の方と組んでたら、そこに運ぶ運送料をまた四町の中でここだけなんですよね、個別の集配していないの。それをそっちの方にも繋げていって業者さんにも還元出来て、また人を使うという、そこにも繋がっていくんじゃないかと思うので、是非これは生ゴミだけに限らずゴミの問題として、やっぱり生活していくにはどうしてもゴミが出ます。何回も言いますが、健康のためにはやっぱり自分で火を加えた物を口に入れる。そして高齢化になったらなったほど、何作ろうかなっていう、考えること自体凄いいい事なんですよね。是非ゴミの心配しなくても良いよっていうような、そういうかきも作ってもらえればと思いますので、今直ぐは出来ないけれど考えますという声だけでも町長さんのお考え聞かせて頂ければと思います。

◎ 議 長 (谷口康之)

西山町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

なんて答弁したら良いだろうなっていう自分の中で悩みありますけれども、ただ全体考えれば確かにゴミの減量化というのは町民あげてやっていかなきゃならない部分、あとは町内会で先程言われたようにいろんな取り組みをしてそれを町内会費の一部として、収入として町

内活動を活性化させるという名目もあって取り組んでいるところもありますし、ただいろんな高齢化、じゃあそれが誰が担ってくれるのかいう、今まではなんとか高齢者の方の協力を得ながらやってきた。ただあまりにも高齢化しているものですから、なかなか動けないよというそういう声もあってなかなか広がらないところもあるんですよね。そして以前自分が議員だったのかな、ちょっと忘れましたが、新聞紙だとか段ボールをスタンドに持ち込んでガソリン代何%とかの足しにするとか、そういう取り組みがあつて随分集まったという経緯があつたんですよね。そうしたいろんな自治体見てみればいろんな工夫をしてやりきっているというところもありますので、そうした意味では全体の中でのゴミの減量化というのは、出来るだけ新聞でもゴミに入れて出す人もいるし、ちゃんと資源ゴミとして分けて出している方もいますので、そうした意味での分別化、有効化というのは大切なことなんだろうと思っていますので、どっかでどういう仕掛けが出来るのか考えながら、これからやっていきたいなと思っています。

知内に住んでる高齢者っていうのは本当に自分でやれるうちは頑張ろうという方が随分多いのかなと思っていますので、そういう意味では有難いんですけども、ただ体に負担かからない程度でとめておかないと自分の体なのでどっかで何かあつたら大変なことになりますので、そういう意味では出来るだけ、人の支えを受け入れるというか、そういう環境も必要なのかな、自分で頑張りすぎない、ちょっとした人の支えがあるのであれば、それを受け入れるっていう、我慢しないで受け入れるというそういう付き合いも大切になってくるんだろうと思っていますので、そこは十分全体の中で整理しながら、これからはいろんな意味での高齢者対応を含めてゴミの対応と連動させながら対応出来ればと思っていますので、いろいろご提言出来ればと思います。

ただゴミの減量化の中で今質問あつた状況の中で支援ができるかということは、今即答できません。もう少し調査なり、知内町の状況がどうなのか、それも含めて最終的にもう1度質問して頂ければその時に間に合わせて、事務調査も進むだろうと思っていますので、その時にまた丁寧な説明が出来ればと思っていますのでよろしくお願い致します。

◎ 議 長（谷口康之）

3番、笠松悦子君。

◎ 3 番（笠松悦子）

ありがとうございます。私もですけども1日でもこの地で暮らしたい、楽しく暮らしたい、皆さんそれを思っていると思いますので、やっぱりそういう所に細かい目配り気配りをさせて頂いて本当に住み良い町だなって、また、そういう町だから仕事終わったら帰ってこようかって、そういうふうに考える町に皆さんでお互いにですけども、私達も町政側も一緒にやっていきたいと思っていますので一緒に頑張っていきたいと思っています。ありがとうございます。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

これは全職員チームを組んでやらなければならないことだと思っていますので、全職員の力を借りながら、調査を含めて良い案が出た時にまた対応できるだろうと思っていますので、是非あたたかく見守って頂ければ有難いと思います。よろしくお願い致します。

◎ 3 番（笠松悦子）

ありがとうございました。

◎ 議 長（谷口康之）

これで、一般質問を終わります。

ここで暫時休憩致します。

再開は、11時10分です。よろしくお願ひ致します。

（ 休憩 午前10時56分 ）

（ 再開 午前11時10分 ）

◎ 議 長（谷口康之）

休憩を取り消し、会議を再開致します。

只今、町長から今定例会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。

これを許します。

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

議員の皆様には、大変忙しい中、令和6年第4回知内町議会定例会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

今議会に上程させていただいておりますのは、議案8件であります。

議案第1号の知内町職員の給与に関する条例等の一部改正については、令和6年度国家公務員の給与改定に関する人事院勧告に伴う本町職員の給与及び期末手当及び勤勉手当の支給率、特別職及び議会議員の期末手当の支給率の改定にかかる規定を整理する為、関連する条例を改正するものであります。

議案第2号の令和6年度知内町一般会計補正予算（第7号）については、歳入歳出それぞれ3,461万5千円を追加し、総額を6億337万1千円とするものであります。補正の主な内容は、民生費の児童手当で、高校生を対象とする改正分の追加、障害者自立支援医療費の追加及び職員の給与改正に伴う追加が主なものであります。

議案第3号の令和6年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出それぞれ88万2千円を追加し、総額を5億9,763万4千円とするものであります。補正の内容は、国保補助及び北海道保険給付費等交付金の精算返還金であります。

議案第4号の令和6年度知内町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出それぞれ239万7千円を追加し、総額を5億6,444万8千円とするものであります。補正の主な内容は、国保支出金と過年度分返還金であります。

議案第5号の令和6年度知内町水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的支出の営業費用に50万円の追加で、職員の給与改定に伴う追加補正であります。

議案第6号の令和6年度知内町下水道事業会計補正予算（第1号）については、収益的支出の営業費用に110万円の追加で、職員の給与改定に伴う追加補正であります。

以上であります。どうぞよろしくお願ひ致します。

● 議案第1号 知内町職員の給与に関する条例等の一部改正について

◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第9、議案第1号、『知内町職員の給与に関する条例等の一部改正について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（大野 樹）

それでは、議案の3ページをご覧ください。

議案第1号、知内町職員の給与に関する条例等の一部改正について。

知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

説明資料で説明致しますので、説明資料の2ページをお開き下さい。

今回の改正の理由ですが、令和6年度の国家公務員の給与改定に関する人事院勧告に伴う「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の改正に伴い、本町における職員の給与の支給額並びに期末手当及び勤勉手当の支給率、特別職及び議会議員の期末手当の支給率、寒冷地手当支給額の改正に係る規定を整理するため、関連する条例を一部改正するものです。

続きまして改正の概要です。第1条及び第2条による改正は、職員の給与に関する条例の改正です。まず①の期末手当・勤勉手当の関係です。一般職員について、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05か月引き上げるもので、令和6年度は12月に期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05か月引き上げし、令和7年度は6月と12月に期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025か月引き上げるものであります。

また暫定再任用職員については、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025か月引き上げるもので、令和6年度は12月に期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025か月引き上げ、令和7年度は6月と12月に期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.0125か月引き上げるものであります。

続きまして②の給料表の関係です。給料月額を平均で1万2,394円引き上げるもので、これは初任層、若年層に重点をおいた引き上げで、最大で2万6,100円、最小で4,100円の引き上げとなっています。

次に3ページです。第3条・第4条は町長、副町長及び教育長に対する期末手当支給に関する条例の改正です。期末手当0.1か月分を引き上げるもので令和6年度は12月に0.1か月分を引き上げ、令和7年度は6月と12月にそれぞれ0.05か月分を引き上げるものであります。

続きまして第5条は議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の改正です。期末手当0.1か月分を引き上げるものであります。

続いて第6条は知内町職員に対する寒冷地手当支給条例の改正です。各区分の支給額をそれぞれ引き上げるものであります。

3の施行期日等についてはですけれども、施行期日は交付の日から施行し、第2条、第4条の規定については令和7年4月1日から施行し、第1条、第3条、第5条及び第6条の規定については令和6年4月1日まで遡って適用する内容となっております。

説明は以上であります。どうぞよろしくお願いたします。

◎ 議 長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。
これから、議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第2号 令和6年度知内町一般会計補正予算（第7号）について

◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第10、議案第2号、『令和6年度知内町一般会計補正予算（第7号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（大野 樹）

議案の10ページをお開き下さい。

議案第2号、令和6年度知内町一般会計補正予算（第7号）について。

令和6年度知内町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,461万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億337万1千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出の方から説明を致しますので23ページをお開き下さい。1款1項1目議会費に21万4千円を追加し、4,556万3千円とするものです。1節報酬に先程議案第1号で議決を頂きました議会議員に対する期末手当の支給率引き上げに伴い、不足分を追加補正するものであります。

次に24ページです。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に20万5千円を追加し、1億3,402万9千円とするものです。8節旅費で令和7年1月1日採用予定の正職員2名分の赴任旅費を追加補正するものであります。

次に25ページです。3目財産管理費に110万円を追加し、2億658万2千円とするものです。17節備品購入費に110万円の追加で湯ノ里町内会館移転修繕改修に伴う備品購入費としてカーテン等の購入費を追加補正するものであります。

尚、湯ノ里町内会館は現在工事中であります。建築付帯工事、それから機械設備工事は12月中に完了する予定となっております。電気設備工事の一部が残っている状態となっております。また、現町内会館からの引っ越しについては、現在のところ来年4月以降を予定しているところであります。次に26ページであります。13目マイクロバス運営費に58万円を追加し、318万2千円とするものです。11節役務費に11月20日納車となりました福祉バスの車両ラッピング施工費を追加補正するものであります。説明資料の6ページにデザインが載せてありますので、後程ご参照願いたいと思います。

次に27ページをお開き願いたいと思います。15目地域創生推進費で補正額はありますが、知内関係人口構築事業について道補助金の対象になったことから財源内訳を変更するものであります。

続いて41ページをお開き下さい。9款1項1目消防費に161万7千円を追加し、2億9,005万8千円とするものであります。18節負担金補助及び交付金の渡島西部広域事務組合負担金で知内消防署署員にかかる児童手当改正による職員手当等の増と共済組合負担金率等の確定による共済費の増が主なものとなっております。

続きまして46ページをお開き下さい。13款1項1目職員等給与費に802万6千円を追加し、7億5,229万円とするものであります。2節給料の職員給料から3節職員手当、4節共済費の保険料等で、議案第1号で議決を頂きました給与改定に伴う引き上げでございます。以上で総務課関係の説明を終わりますので、この後各担当課長から説明をさせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（谷口康之）

次に生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

それでは、生活福祉課関係の補正予算についてご説明致します。議案28ページです。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に12万1千円を追加し、1億1,276万円とするものです。1節報酬及び8節旅費に今年度第3期子ども子育て支援事業計画策定のため、子ども子育て会議を追加開催するにあたり、不足と見込まれる額をそれぞれ追加するものです。

次に29ページです。3目老人福祉費に23万2千円を追加し、1億1,256万円とするものです。11節役務費及び17節備品購入費に緊急通報装置の申請者が増えたため、不足と見込まれる額をそれぞれ追加するものです。

次に30ページです。4目心身障害者特別対策及び母子等福祉費に776万円を追加し、2億1,067万6千円とするものです。19節扶助費に障害児訓練等給付費にひとり親家庭等医療費、障害者自立支援医療費にそれぞれ不足と見込まれる額を追加するものです。

次に31ページです。5目介護保険費に24万1千円を追加し、9,212万1千円とするものです。27節繰出金に介護保険特別会計に不足と見込まれる額を繰出しするものです。

次に32ページです。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に150万円を追加し、2,250万5千円とするものです。19節扶助費に養育医療費に不足と見込まれる額を追加するものです。

次に33ページです。2目児童措置費に542万5千円を追加し、1億3,792万7千円とするものです。19節扶助費に児童手当に不足と見込まれる額を追加するものです。こ

これは8月の第5回臨時会で説明しました。児童手当の制度改正が10月より行われ、支給対象が高校生年代まで拡大、所得制限の撤廃及び第3子以降の手当の増額により不足と見込まれる額を追加するものです。

次に34ページです。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費に52万8千円を追加し、4,981万1千円とするものです。17節備品購入費に明治安田生命からの私の地元応援募金の寄附を自動血圧計等を購入し、役場庁舎のロビーに設置及び保健師訪問活動に活用するためのものです。

次に35ページです。3目環境衛生費に28万7千円を追加し、985万4千円とするものです。18節負担金補助及び交付金に木古内火葬場利用負担金に不足と見込まれる額を追加するものです。

次に36ページです。2項1目清掃費に47万2千円を追加し、1億6,195万8千円とするものです。18節負担金補助及び交付金で渡島西部広域事務組合負担金に不足と見込まれる額を追加するものです。

以上で生活福祉課関係の説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (谷口康之)

次に商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長 (南 和敏)

商工林業振興課関係の説明をさせていただきます。

37ページをお開き下さい。6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費で補正額はありませんが財源の内訳を変更するものです。これは本年度も北海道で春熊の春季管理捕獲支援事業の実施があり、令和7年2月から3月の期間に町が行うヒグマの捕獲奨励金及び出動謝金について補助対象となることから、財源の構成を行なうものです。

次に38ページをご覧ください。3目造成事業費に29万2千円を追加し、1億46万6千円とするものです。これは14節工事請負費で現在施工中である林道専用道ケーラの沢線開設工事が当初の設計で路盤工の路盤材として安価の再生鋼材を使用することで設計しておりましたが、品薄で全量確保できないことから、一部新材砕石の使用を終え設計変更し、それに伴う差額分を追加補正するものです。

次に39ページをご覧ください。7款商工費、1項商工費、2目商工振興費に200万円を追加し、3,688万7千円とするものです。これは18節負担金補助及び交付金で第27回カキVSニラまつりの開催にあたり実行委員会に助成するものです。開催日は平成7年3月2日(日)を予定しており、開催時間、会場、内容については昨年同様の内容での開催を予定しております。詳細については説明資料7ページを後程ご参照願います。

次に40ページ、6目健康保養センター管理費に90万円を追加し、4,078万円とするものです。これは10節需用費及び12節役務費に修繕及び水質検査料について今後不足が見込まれることから、それぞれ追加補正するものです。

以上で商工林業振興課関係の説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎ 議 長 (谷口康之)

次に教育委員会事務局長。

◎ 教育委員会事務局長 (長谷川将之)

続きまして教育委員会関係のご説明を致します。

42ページをお願いします。1項教育総務費、2目事務局費に41万円を追加し、1億1,587万2千円とするものです。18節負担金補助及び交付金に教育費無償化事業の追加補正をするものですが、各事業項目毎に対象児童の増やまた物価高騰によるものが主な理由となっております。

次に43ページです。3項中学校費、1目学校管理費に146万円を追加し、6,738万7千円とするものです。12節委託料にスクールバス運転業務委託料の追加ですが、除雪業務も兼任していることから、冬期間臨時的に任用する運転手の経費にかかるものでございます。

次に44ページです。4項高等学校費、1目学校管理費に24万5千円を追加し、6億2,047万2千円とするものです。17節備品購入費に校内に設置しているAED2台のうち、1台の更新にかかる費用です。

次に45ページです。5項社会教育費、4目青少年交流センター管理費に100万円を追加し、5,726万円とするものです。17節備品購入費に今年度青少年交流センター横に設置するムービングハウスの備品として机やベッド、洗濯機等を購入するものです。

以上で教育委員会関係の説明を終わります。よろしくをお願いします。

◎ 議 長 (谷口康之)

歳入の説明を、副町長お願い致します。

◎ 副 町 長 (大野 樹)

それでは歳入について説明致しますので、議案の13ページをお開き下さい。

10款1項1目地方交付税に、1,911万5千円を追加し、20億3,886万8千円とするものです。これは只今説明しました歳出に対応して追加するものであります。

次に14ページです。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金に785万3千円追加し、1億7,063万4千円とするものであります。2節児童手当負担金で児童手当に対応した追加補正、3節障害者等福祉費国庫負担金で障害児訓練等給付費及び障害者自立支援医療費の追加補正、5節母子保健衛生費で養育医療費に対応した追加補正となっております。

次に15ページであります。2目衛生費国庫負担金に新たに423万円を追加するものであります。1節新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金で過年度分の確定分として追加補正するものであります。

次に16ページです。15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金に211万3千円を追加し、1億342万2千円とするものであります。4節障害者等福祉費道負担金と6節母子保健衛生費道負担金を追加補正するものであります。

次に17ページです。2項道補助金、1目総務費道補助金に260万円を追加し、2,961万7千円とするものであります。4節地域づくり総合交付金でしりうち関係人口構築事業が道補助金の対象となったことから追加補正するものであります。

次に18ページです。2目民生費道補助金に21万2千円を追加し、1,148万4千円とするものであります。3節ひとり親家庭等医療費道補助金でひとり親家庭医療費に対応した追加補正であります。

次に19ページです。3目農林水産業費道補助金18万円を追加し、1億6,761万とするものであります。2節林業費道補助金で春期管理捕獲支援事業について道補助金の対象

となったことから追加補正するものであります。

次に20ページです。17款1項1目寄附金に50万2千円を追加し、5億1,396万円とするものであります。1節寄附金で明治安田生命私の地元応援募金の追加補正で、歳出でも説明しました自動血圧計等の購入に充当するものであります。

次に21ページです。18款繰入金、2項基金繰入金、1目積立金繰入金から119万円を減額し、4億5,774万8千円とするものであります。1節教育振興基金繰入金で41万円の追加補正、2節ふるさと創生事業基金繰入金で知内関係人口構築事業が道補助金の対象となったことから財源構成を変更、減額補正するものであります。

次に22ページです。20款諸収入、5項雑入から100万円を減額し、6,915万5千円とするものであります。1節雑入の財団法人北海道市町村振興協会助成金で知内関係人口構築事業が道補助金の対象となったことから、財源構成を変更、減額補正するものであります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願い致します。

◎ 議 長 (谷口康之)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ございませんか。

1番、松井盛泰君。

◎ 1 番 (松井盛泰)

1番、松井です。まず25ページ、一般会計の総務費の中の財産管理費についてちょっとお尋ねしますが、今回湯ノ里町内会に移転整って備品購入100万円、当初予算から全くみてなくて今回初めてみる訳ですが、議長にお願いしますが、これの備品購入の内訳あったら配布をお取り計らいをまず願いたいと思います。

◎ 議 長 (谷口康之)

副町長。

◎ 副 町 長 (大野 樹)

後程、資料を精査しまして提出したいと思います。今直ぐの方が良いですか。

◎ 議 長 (谷口康之)

1番、松井君。

◎ 1 番 (松井盛泰)

まず、この資料を頂いた後に総括で質問をさせていただきます。

資料をまず配布するかどうか、まずそれを諮ってみてください。

◎ 議 長 (谷口康之)

1番議員より、資料請求の案件がでましたので、皆さん資料請求でよろしいですか。

よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

8番、野口君。

◎ 8 番 (野口久美子)

8番、野口です。45ページの教育費、備品購入費のムービングハウスの備品100万円になっているんですけど、その内訳ももらえるのでしょうか。

◎ 議 長（谷口康之）

教育委員会事務局長。

◎ 教育委員会事務局長（長谷川将之）

こちらの備品購入につきましては、今どれくらいの生徒ですとか、その他の方入るかちょっとまだ定かではないところもありまして、一応最大配置した部分でMAXの金額でもっている所です。ちょっと口頭でご説明させて頂きたいんですけども、一応想定している備品としては、机5台、ベッド5台、洗濯機3台、冷蔵庫が3台、あとカーテン類ですね、その他にも多少かかるような棚ですとか、そういった備品があればと思ひまして一応最大買った場合を想定して計上させておりますので、実質3月末までギリギリまで購入はちょっと待ちながら必要な物だけ、購入していきたいなというところで考えております。以上です。

◎ 8 番（野口久美子）

分かりました。

◎ 議 長（谷口康之）

8番、野口君。

◎ 8 番（野口久美子）

8番、野口です。後々3月末にはっきり分かれば、その内訳は出てくるんですよ。

◎ 議 長（谷口康之）

教育委員会事務局長。

◎ 教育委員会事務局長（長谷川将之）

ご説明致します。3月までには購入する備品は確定させて多分減額することになるかなと思うところもあるんですけども、その時に再度ご説明させて頂きたいと思ひます。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

よろしいですか。

◎ 8 番（野口久美子）

はい。

◎ 議 長（谷口康之）

5番、吉田議員。

◎ 5 番（吉田峰一）

5番、吉田です。福祉バスのラッピングの件なんですけども、ちょっと聞き漏らしたんですけども、バスはもう入っているんですか。

じゃあ、この前老人の集いの時運行していた黄色いバスが、既になんですね。

それであれば、あれは黄色いだけでラッピングされていません。何故納車の時にラッピングが出来なかったのかなと、ラッピングするとなると時間を要します。ということは、福祉バスの運用が止まるという可能性も有るのでね、その辺の状況があれば教えて頂きたいと思ひます。

◎ 議 長（谷口康之）

副町長。

◎ 副 町 長（大野 樹）

バスは11月に入っております。業者さんとの話の中では入る時期が確定していなかったものですから、それで少し時間を掛けようということで、デザインも別な会社に発注しよう

ということで、いろいろなデザインを頂いていましてですね、それでちょっと時間がかかったということでもあります。ご覧のとおり福祉バスについては基本的に12月からは除雪の方に運転手の方が専念しますので、基本的にはバスが動かない状態になりますので、従ってバスの動かない中で1週間程度の時間の中でラッピングの整備をしたいということでもあります。

◎ 議 長 (谷口康之)

5番、吉田議員。

◎ 5 番 (吉田峰一)

車が動かせれない、ドライバーが除雪に回るので、その空きを見てラッピングするという事なんですけども。

それと1つデザイン的にもちょっと時間がかかったっていうんですけれども、発注してから1年くらいはかかっているだろうと私の勘ですけども、その前に納車と同時にね、知内町はこんなバスも出来たんだよと、いろんなこういう形なんですよ。いろんなことあって納車と同時に今のこのスタイルで出来なかったものかなと。こんなことを考えている、その辺について。

◎ 議 長 (谷口康之)

副町長。

◎ 副 町 長 (大野 樹)

説明致しますけれども、当初9月頃の納車ということで聞いていたんですけども、いろいろな関係がございまして、業者さんの方から納入されたのが11月の20日ということになってますので、その間にデザインの関係も協議したんですけども、バスが遅れている状況にあるということだったものですから、少し時間をかけても冬期間運行できない期間もありますので、その中でデザインを付けたいということで、少し時間がかかったということでもあります。

◎ 議 長 (谷口康之)

3番、笠松議員。

◎ 3 番 (笠松悦子)

3番、笠松です。40ページについてちょっとお尋ねしたいと思います。健康保養センターの水質検査料なんですけれども、当初予算に何回載ってたのか、それともなんで今こうやって補正で上げるのかをちょっと。

あと水質検査、年何回という義務づけになっているんでしょうか。あそこは。

◎ 議 長 (谷口康之)

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長 (南 和敏)

ご説明します。今回の水質検査については当初予算でも計上しております。義務付けられているのは、年2回ということで4月、10月ということで実施しております。今回の補正に関しては先に休館させて頂いた部分で、追加で水質検査する必要がありましたので、今回1回分の水質検査の部分を追加で計上させて頂いております。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (谷口康之)

3番、笠松議員。

◎ 3 番 (笠松悦子)

休館していた時のためにもう1回追加で検査しなきゃならなくなっただってことで理解してよろしいのでしょうか。

◎ 議 長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長（南 和敏）

ご説明します。その通りです。

◎ 議 長（谷口康之）

1番、松井議員。

◎ 1 番（松井盛泰）

1番、松井です。民生費でちょっとお尋ねしますが、28ページ、今回子ども・子育て会議委員の報酬が補正をされてございますけれども、当初予算から見れば更に増えてきた。条例を見ますとですね、どういう時にこの会議が必要なのかとか、要項1つもない良いんですよ、ただ条例だけで、国で設置されているから遵守して支出したに過ぎない。けれども子育て会議というのは、どういう場合にやるのか、その辺差支えなかったらお知らせ頂きたい。

◎ 議 長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。これまで子ども・子育て会議を実施していたんですが、これまでの会議は子ども子育て計画作成年に年1回だけの会議の開催となっていました。今年度第3期計画を作成するにあたり、1回の会議では十分に行えないだろうというふうに考えましたので、1回から3回に増やしたいと考えています。計画策定が無い年につきましても、年1回開催を継続して実施していきたいと思っております。

◎ 議 長（谷口康之）

あとはございませんか。

9番、木村議員。

◎ 9 番（木村 一）

9番、木村です。43ページ、スクールバスの運転業務委託料。どういう意味なんだ。運転手がないから、別の会社に委託するという事なのか、説明をお願いします。

◎ 議 長（谷口康之）

教員委員会事務局長。

◎ 教育委員会事務局長（長谷川将之）

ご説明致します。スクールバスの運転業務を行っている職員の方は、冬場除雪の業務と兼務することになるんですけども、除雪ですとか、そういった所に従事するにあたってスクールバスの方もかなり業務多忙になってきますので、そこに宛てる臨時的に冬期間雇用する臨時的運転手の賃金にあたる部分という補正でございます。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

9番、木村議員。

◎ 9 番（木村 一）

元々、人が足りないという事だな。冬期間除雪の方が忙しいからバスの代行運転手を冬期間の雇用で頼む業務委託料が、これだけかかると。冬期間っていうのはどれ位の期間頼むの。

◎ 議 長（谷口康之）

教員委員会事務局長。

◎ 教育委員会事務局長（長谷川将之）

ご説明致します。冬期間、除雪が始まりまして3月くらいまでだと思うんですが、その期間やはり除雪はどうしても朝早く出動する、それが終わってからスクールバスという流れですとか、業務が非常に混雑する部分、シーズンのなものですけれどもありますので、そこにサポートするような形で補佐する臨時雇用の運転手ということでございます。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

木村議員さん、副町長から補足説明ありますから。

◎ 副 町 長（大野 樹）

私の方から説明します。今除雪の機械5台あります。ショベルと、ダンプトラックですね、いれて5台です。それで今運転手が5人必要なんですけれども、スリーエスから3人行って来ます。民間事業者から2人、で5人確保していると、それでスリーエスでは4人体制で走っているんですけれども、2人はスクールバス、2人は除雪の方、けれども冬期間になると1人足りなくなりますので、運転手のスクールバスから1人を除雪の方に移します。それでスクールバスの方が1人足りなくなりますので、12月から3月までの4ヵ月分を今回補正をさせて頂くという内容でございます。

◎ 議 長（谷口康之）

9番、木村議員。

◎ 9 番（木村 一）

スクールバスの方が足りなくなる。その分を業務委託、4ヵ月分。除雪が無い時はどうする。そっちの人が回れないの。どういうふうになってるの。

毎日除雪するわけではないんだろうけども、雪が降らない降雪以外の日は当然、あいてくるんだから、除雪があろうがなかろうが、そっち側に貼り付けという事なんだな。

そういう形になるんだ、分かりました。

◎ 議 長（谷口康之）

副町長。

◎ 副 町 長（大野 樹）

木村議員の仰る通りでありまして、それぞれ配置しておりますのでスクールバスの方は2人体制、そして除雪の方は5人体制ということで固定しています。ただ排雪だとかいろいろある時にはスクールバスの運転手も交通整理等に動員しますので、7人という事にもなりますけれども、取りあえず予算的には5人と2人という内容になっているということで理解をお願い致します。以上であります。

◎ 9 番（木村 一）

理解しました。

◎ 議 長（谷口康之）

暫時休憩致します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

先程資料請求ありました1番議員さん、質疑ございませんか。

他に質疑ございませんか。

9番、木村議員。

◎ 9 番（木村 一）

9番、木村です。

議案40ページのレジオネラ菌の検査、年に2回ということで先程答弁されているんですけど、それ以外に万が一検査しない間に発生したら、その後はどういう対応をとるの。

◎ 議 長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長（南 和敏）

ご説明します。年2回検査するという事で行っております。今回も追加で検査する必要がありましたので、今回追加で補正させて頂いたんですけども、今後はまた検査する必要がある、議会に間に合うようであれば補正させて頂きますし、もし間に合わない場合は、予算の流用等を考えながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

◎ 議 長（谷口康之）

9番、木村議員。

◎ 9 番（木村 一）

9番、木村。レジオネラ菌が発生しているか否かは、検査をしなければまず分からないと。検査をしていない間に発生していてもそのまま入浴している可能性は有るの。それに対して入浴利用者に対してはあまり影響は無いということで、理解して良いですか。

◎ 議 長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長（南 和敏）

ご説明します。年に2回検査させて頂いているんですけども、勿論通常、清掃、また水の循環等を行い、レジオネラ菌が出ないように温泉の方で対応しております。その間に発生しないとは言えないですけども、発生しないような対応の方をしていますので、今、法令に基づいた検査を、年2回ということで実施しております。

管清掃で工事等入った後に水質検査が必要になりますので、それで追加で今回発生しましたので、その分補正させて頂くということでご理解頂ければと思います。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

9番、木村議員。

◎ 9 番（木村 一）

健康には影響は無いという事で理解して良いですか。

発生すれば、その間こもれば温泉は休業する、更なる収入減少に招く、町の財政負担が増える。発生してても健康に被害はないんですかという質問。

◎ 議 長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長（南 和敏）

ご説明します。通常毎日、塩素等の検査はしております。塩素の部分で残留塩素等の部分は検査していますので、レジオネラ菌に関しては塩素が有ると死滅するという事で聞いていますので、そちらの方を毎日検査しながら、発生が出てるか出てないか、発生で出ているような可能性があるのであれば、改めて精密な水質検査等を行う必要があると思ひます。

レジオネラ菌については、健康被害が無いと言われると発生した場合は、勿論健康被害が報告されていますので、一概に無いとは言えないですけども発生しないように塩素の方の検査をしていますので、ご理解の方をお願いしたいと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

副町長。

◎ 副 町 長（大野 樹）

レジオネラですね、説明しますけれども、全く無いということもありますし、基準値以内で発生しているということも、検出されるということもあります。ですから、定期的に検査するんですけども基準をオーバーしている時には、きちんとした対応をするということです。

それから長期間、発生している場合については特に肺炎等をおこすということも事案としてはあると聞いています。その為に年に2回の定期検査をしていると、定期検査で基準値をオーバーした場合には休んでですね、再度点検して検査をするということになっていますので、今のところ基準値以内にずっと収まっていたけれども、定期検査はあくまでも年2回しなきゃならないということでございます。

◎ 議 長（谷口康之）

9番、木村議員。

◎ 9 番（木村 一）

年2回の定期検査で、今回はレジオネラ菌が出たんだよね、レジオネラ菌が。定期検査で検査されて、確認されたから。年に2回だけで大丈夫ですか。

今、副町長からレジオネラ菌の密度、基準値内であれば健康被害も及ぼさないということで、たまたまこもれば温泉は、レジオネラ菌が出るような可能性の泉質であるから、2回で間に合うのか、定期検査だけで大丈夫なのか、それ以降に増やすのか、健康被害が出た後に、その後例えば法的措置も取られた場合に誰が保証するのか、どうもその辺が若干曖昧で、もう少し検査の密度を増やしたらいいんでねえかと思うんだども。

◎ 議 長（谷口康之）

1番、松井議員。

◎ 1 番（松井盛泰）

今の質問の中で、温度が60度であればこの菌が死んでしまうんですよね。ところが今回シャワーの部分で発見された。これが許容範囲内で理解して良いかということだ。

◎ 議 長（谷口康之）

副町長。

◎ 副 町 長（大野 樹）

少し、時間頂いて整理します。そして分かりやすく説明したいと思いますので、午後から時間頂ければ整理して、資料等も出して説明をしたいと思いますので、そういうことでよろしいでしょうか。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（谷口康之）

審議中ですが、昼食のため暫時休憩を致します。

再開は、午後1時10分です。

（ 休憩 午後 0時05分 ）

（ 再開 午後 1時10分 ）

◎ 議 長（谷口康之）

休憩を取り消し、会議を再開致します。

7 款の商工費の部分について、副町長から説明をお願い致します。

◎ 副 町 長（大野 樹）

私の方から先程のこもれば温泉の関係について説明させていただきます。

先程の資料でもお渡ししましたが、今回、レジオネラ菌につきましては源泉から出ているということではありませんので、そういうことをご理解頂きたいと思います。

それで今回の検出箇所につきましては、定期点検で1週間程休んでいる期間に水道水から給油タンクに入ってきてシャワー混合栓の所で、出てきたということで毎日の点検で測定しております残留塩素の測定、毎日していますので、長期間のレジオネラを増えたという事にならないと思っていますので、たまたま1週間の定期点検の間に増えたということで理解して頂ければと思います。

それで今回検出された場所については、残留塩素0.03という事になってしまったので、今後0.4位まで維持するために塩素の機械を導入しまして毎日の点検をしていくという作業に入っていきたいということで考えていますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（谷口康之）

あと他に質疑ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第3号 令和6年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第11、議案第3号、『令和6年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

議案第3号、令和6年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について。

令和6年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,763万4千円とする。

2項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明しますので、議案51ページをご覧ください。9款諸支出金、1項3目償還金に88万2千円を追加し、138万9千円とするものです。22節償還金利子及び割引料に国庫補助等精算返還金及び北海道保険給付費等交付金精算返還金が生じる見込みのため追加するものです。

次に歳入です。50ページにお戻り下さい。5款繰入金、2項1目基金繰入金に88万2千円を追加し、2,464万7千円とするものです。1節基金繰入金に先程歳出で説明致しました返還金の追加に対応するものです。

説明は以上です。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第4号 令和6年度知内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第12、議案第4号、『令和6年度知内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

議案第4号、令和6年度知内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

令和6年度知内町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ239万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,444万8千円とする。

2項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明しますので議案57ページをご覧ください。4款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費に24万1千円を追加し、2,510万4千円とするものです。2節給料から4節共済費まで職員の給与に関する条例の改正等に伴う追加と、退職負担金の減額によるものです。

次に58ページです。3項包括的支援事業費・任意事業費、1目包括的支援事業費から11万5千円を減額し、846万1千円とするものです。2節給料から4節共済費まで57ページと同様の理由によるものです。

次に59ページです。3目生活支援体制整備事業費から1万円を減額し、1,359万8千円とするものです。2節給料から4節共済費までこちらについても57ページ、58ページと同様の理由によるものです。

次に60ページです。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金に228万1千円を追加し、3,568万8千円とするものです。22節償還金利子及び割引料に令和5年度実績による国庫補助金の額の確定に伴う返還金として追加するものです。

尚、財源内訳については9月に補正した返還額の内、1,954万7千円分が基金から繰入となることから、この度の補正財源内訳を修正しております。

次に歳入です。55ページにお戻り下さい。7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金に24万1千円を追加し、1,829万4千円とするものです。1節事務費繰入金に、先程歳出で説明しました職員の給与に関する条例の改正等に伴う事務費の繰入によるものです。

次に56ページです。2項基金繰入金、1目介護保険事業基金繰入金に215万6千円を追加し、2,951万4千円とするものです。1節介護保険事業基金繰入金に先程歳出で説明しました令和5年度実績の伴う返還金の額の確定及び職員の給与に関する条例の改正等に伴う繰入により追加するものです。

説明は以上です。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長 (谷口康之)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第5号 令和6年度知内町水道事業会計補正予算（第2号）について

◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第13、議案第5号、『令和6年度知内町水道事業会計補正予算（第2号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

続きまして水道事業会計の補正予算についてご説明致します。

議案の61ページをお開き下さい。画面が小さいので大きくして見て頂ければと思います。

議案第5号、令和6年度知内町水道事業会計補正予算（第2号）について。

第1条、総則。令和6年度知内町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、令和6年度知内町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的支出です。1款水道事業費用、1項営業費用に50万円を追加し、1億6,056万8千円とするものです。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。令和6年度知内町水道事業会計予算第5条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を、次のとおり補正する。項目（1）職員給与費、予定額1,947万2千円とするものです。

続きまして62ページをお開き願います。令和6年度知内町水道事業会計予算実施計画内訳書になります。収益的支出、1款水道事業費用、1項営業費用に50万円を追加するもので、これは2目配水及び給水費の1節給料及び3目総係費の1節給料から2節手当まで先程一般会計補正予算でも説明がありました職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、人件費に不足が見込まれることから、追加補正するものとなります。

以上で説明を終わらせて頂きます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

収入支出一括質疑を許します。

質疑ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第6号 令和6年度知内町下水道事業会計補正予算（第1号）について

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第14、議案第6号、『令和6年度知内町下水道事業会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

続きまして下水道事業会計の補正予算について説明いたします。63ページをご覧ください。議案第6号、令和6年度知内町下水道事業会計補正予算（第1号）について。

第1条、総則。令和6年度知内町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、令和6年度知内町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

収益的支出です。1款下水道事業費用、1項営業費用に110万円を追加し、2億5,151万円とするものです。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。令和6年度知内町下水道事業会計予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費の予定額を、次のとおり補正する。項目（1）職員給与費、予定額840万4千円とするものです。

64ページをお開き願います。令和6年度知内町下水道事業会計予算実施計画内訳書になります。収益的支出、1款下水道事業費用、1項営業費用に110万円の追加するもので、これは4目総係費の1節給料から4節法定福利費まで先程下水道事業会計補正予算で説明した理由と同様なのですが、それと来年1月から新規配属される下水道技術職員の人件費不足分として追加補正するものです。

以上で説明を終わらせて頂きます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

収入支出一括質疑を許します。

質疑はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第7号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第15、議案第7号、『議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（大野 樹）

議案第7号、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

説明資料で説明したいと思いますので、説明資料の4ページをお開き願いたいと思います。

今回の改正の理由ですが、「地方自治法施行令」及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」の規定により予定価格5千万円以上の工事又は製造の請負については議会の議決が必要とされており、契約の変更についても同様に議決が必要とされております。

そのため契約の変更が必要となった工事等については、議会が開かれるまでの間、工事の一時中止によって工期が圧迫されるなど、作業工程にも大きな影響が及び、また、調整に要する費用が生じるため、工事の採算性にも影響が及んでいるところです。

このことから、工事現場等の状況に応じた速やかな対応を行い、早期に工事を完成させ、事業者の経営の安定化、利用者の利便性向上にもつなげるため、専決処分により契約変更できる範囲を定めるものです。

続きまして改正の概要です。契約変更の特別処分として新たに第4条を追加し、第1項に専決処分により契約変更できるものとして、第1号として増減する契約金額が変更前の契約金額の100分の10以内かつ1千万円を超えない契約変更とします。

第2号は延長する工期又は納期が30日を超えない契約変更を追加します。

第2項に専決処分を行った際の町から議会への報告等について定めた条項を追加するものです。

施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行致します。

説明は以上であります。どうぞよろしくお願い致します。

◎ 議長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

9番、木村議員。

◎ 9番（木村 一）

9番、木村です。ちょっと分からないんですけども、改正の概要。1番、増減する契約金額変更前の契約金額の100分の10以内かつ1千万円を超えない契約変更ってなってるけども、需用費が1億円であれば100分の1以内であれば1千万円であるんだども、2億円だとか3億円あったら1千万円超えてまうべ。100分の10以内なら。その辺どういうふうになるの。

◎ 議長（谷口康之）

副町長。

◎ 副町長（大野 樹）

私の方から説明しますが、その場合でも2億円、3億円の場合であってもですね、100分の10以内、そして1千万円を超えない範囲という事でやるということです。ですから、100分の10になると2千万円とか3千万円になりますけれども、あくまでも1千万円を超えない範囲ということです。

◎ 議長（谷口康之）

9番、木村議員。

◎ 9番（木村 一）

理解しましたけれども、1千万円が優先するんだな。簡単に言えば。100分の10を超えない範囲という事は1千万円を超えないようにするという事なんだべ。

◎ 議長（谷口康之）

副町長。

◎ 副町長（大野 樹）

逆に5千万円の場合はですね、500万円になるんですよ。1千万円以内です。2億円、3億円の場合は、2千万円、3千万円となりますけれども、1千万円を超えない範囲ですから、あくまでも100分の10以内で1千万円以内ですから、1億円を目安にするんじゃないで増減ありますから5千万円からの契約ですから、両方あり得るということです。

◎ 議長（谷口康之）

よろしいですか。

◎ 9番（木村 一）

わかりました。

◎ 議長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第 8 号 知内町立学校設置条例の一部改正について

◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第 16、議案第 8 号、『知内町立学校設置条例の一部改正について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

◎ 教育委員会事務局長（長谷川将之）

議案第 8 号、知内町立学校設置条例の一部改正について。

知内町立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

こちらの新旧対照表をご覧ください。この条例改正は、今年度をもって閉校する涌元小学校の名称及び位置の表記を削除するものになります。この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行致します。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 8 号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第 1 号 高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書の提出について

◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第 17、意見書案第 1 号、『高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、花井泰子君。

◎ 2 番（花井泰子）

令和 6 年第 4 回定例会、知内町議会、意見書案第 1 号、高等教育の学費軽減、奨学金返済の負担軽減を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和6年12月10日提出。提出議員、花井泰子。賛成議員、松井盛泰、笠松悦子、五十嵐捷爾、吉田峰一、山田顕人、一之谷駿、野口久美子、木村一。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案の案文を朗読致します。

高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書。

大学の初年度納入金（2023年度）は国立大学で82万円、私立大学では平均148万円にもなり、学生生活は厳しく、保護者負担も重く、なかには学業をあきらめざるを得ない人もまっています。学生の約8割がアルバイトに追われ、3人に1人が貸与奨学金を借り、平均で300万円の「借金」を抱えて社会に出る状況です。

若い世代のかかえる奨学金返済額は総額10兆円にもものぼります。学生のなかには、「1日1食、食費を月2,000円におさえている」、「週5日のアルバイトで勉強時間が取れない」の声が寄せられ、「日常生活で悩んでいることや気にかかっていることは『生活費やお金のこと』が47%で最多、（全国大学生生活協同組合連合会「第59回学生生活実態調査」）と深刻な実態が報告されています。若い世代にとって奨学金返済の経済的負担は大変に重く、結婚や育児といった生活設計に悪影響を与えています。学費無償化は国際的な流れです。ヨーロッパでは、教育無償化に踏み出し、維持している国が少なくありません。日本も批准している国際人権規約は、「高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする」としています。

その一方、日本の高等教育への公的支出（GDP比）は、OECD加盟国平均の半分以上と最低レベルを続けています。このことが学費の高騰や奨学金貸与額の増加につながっています。学費を値下げして無償化へ進むことは世界標準の教育政策であり、日本政府の国民と国際社会へ望むところでもあります。

今こそ、学費無償化に踏み出し、学生と保護者の苦難に応える時です。

よって、政府において高等教育予算を抜本的に増額し次の政策を採ることを求めます。

- 1、大学、短期大学、専門学校の学費ゼロに向けて踏み出すこと。
- 2、実際に入学しなくても返還されない入学金制度を廃止すること。
- 3、現在、奨学金を返済している人達に半額免除を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月10日提出。北海道上磯郡知内町議会議員、谷口康之。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣。以上でございます。

◎ 議 長（谷口康之）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第2号 企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書の提出について

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第18、意見書案第2号、『企業・団体献金の全面禁止を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、花井泰子君。

◎ 2番（花井泰子）

令和6年第4回定例会、知内町議会、意見書案第2号、企業・団体献金の全面禁止等求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和6年12月10日提出。提出議員、花井泰子。賛成議員、松井盛泰、笠松悦子、五十嵐捷爾、吉田峰一、山田顕人、一之谷駿、野口久美子、木村一。

案文の朗読を致します。

企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書。

自民党派閥の政治資金パーティをめぐる裏金問題は、政治資金規正法違反の疑いによって現職の国会議員が逮捕されるなど、国民のなかに不信や怒りが広がる重大な問題となっています。さらに、10月に行われた総選挙の際に、自民党から非公認とされた候補者が支部長を務める支部に対して、政党助成金を原資とした2,000万円が支給されていたことも国民の怒りを一層広げることとなりました。物価高にあえぐ国民は、企業・団体献金の廃止を目的にした政党助成金を受け取りながら、企業・団体献金を受け取るという「二重取り」の金権政治に不信を強くしたのです。

議員個人への企業・団体献金が禁止されているにもかかわらず、企業や団体によるパーティ券の購入が可能となっていることで、事実上の企業・団体献金の「抜け道」となっていることが裏金問題で明らかになりました。

そもそも、営利目的である企業が政党や政治家に対して資金を提供することで、影響力を行使し、「カネ」の力で政治をゆがめることはあってはなりません。

石破茂首相は「早期に政治改革に取り組む」と述べていますが、徹底した真相解明と企業・団体献金などの制度改革がなければ、国民からの信頼は回復されません。

よって、政府においては、これまで繰り返されてきた「政治とカネ」の問題を根絶するために、企業・団体献金を全面的に禁止することや企業・団体による政治資金パーティ券の購入を禁止するなど、抜本的な政治改革を行うことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月10日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、谷口康之。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣。以上でございます。

◎ 議長（谷口康之）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く出席議員全員であります。よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第3号 訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書の提出について

◎ 議長(谷口康之)

次に日程第19、意見書案第3号、『訪問介護報酬引き上げの再改定を早期に求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、松井盛泰君。

◎ 1番(松井盛泰)

意見書案第3号、訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものであります。

令和6年12月10日提出。提出議員並びに賛成議員は記載のとおりでございますので、お目通しを頂きたいと思っております。説明については、朗読をもって説明させていただきます。

訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書。

訪問介護事業者の倒産が民間調査会社によれば、今年10月までですでに過去最多を更新しました。深刻な経営状況の事業者も少なくないなかで、4月から介護報酬の改定によって訪問介護の基本報酬が引き下げられた影響が指摘されています。

今年6月末時点では、全国97町村で訪問介護事業所がなくなっており、277市町村では1つしかないという現状になっています。このままでは、在宅介護が続けられないなどの「介護難民」がいつそう広がりかねない事態になっています。

そもそも、介護保険が創設された2000年から最低賃金は約1.5倍となりましたが訪問介護の基本報酬は介護保険創設時よりも引き下げられるなど、全産業平均よりも賃金が低く抑えられてきました。そのために、ホームヘルパーの高齢化と人手不足は危機的状況です。訪問介護員の有効求人倍率は14.14倍(23年度)にもものぼり、平均年齢は54.4歳、60歳以上が37.6%を占めています。

訪問介護を取り巻く厳しい状況のなかで、政府が基本報酬を引き下げたことは、介護人材の確保をますます困難にするものです。

よって、政府においては、住み慣れた地域で安心して日常生活を続けられるように、訪問介護事業者の経営やホームヘルパーの待遇を改善するために、訪問介護報酬を引き上げるための再改定を早急に行うことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月10日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、谷口康之。

提出先については、お目通し頂きたいと思っております。以上でございます。

◎ 議長(谷口康之)

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く出席議員全員であ

ります。よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第4号 選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書の提出について

◎ 議 長 (谷口康之)

次に日程第20、意見書案第4号、『選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、花井泰子君。

◎ 2 番 (花井泰子)

令和6年第4回定例会、知内町議会、意見書案第4号、選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和6年12月10日提出。提出議員、花井泰子。賛成議員、笠松悦子、五十嵐捷爾、吉田峰一、山田顕人、一之谷駿、野口久美子、木村一。

案文の朗読を致します。

選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書

夫婦が必ず同じ氏を名乗ることとしている夫婦同氏制度の下で、改姓によって不利益が生じたり、人格権が侵害されたりという事態が生じています。

2020年12月に政府が取りまとめた「第5次男女共同参画基本計画」においては、「夫婦の氏に関する具体的な制度のあり方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子どもへの影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」とされています。

最高裁判所は2015年に続いて、2021年にも夫婦同姓規定を合憲とする判断を示す一方で、「国会で論ぜられ判断されるべき事柄にはかならない」と、民法の見直しを国会に委ねています。選択的夫婦別姓制度の議論の先送りはやめるべきです。

現在、国際的には婚姻時に夫婦同姓を強制しているのは日本だけになっています。そして、95%の夫婦では妻が夫の姓に変更している現状があり、女性に負担が偏っています。夫婦に同姓を強制することに対して、国連女性差別撤廃委員会から本年10月、選択的夫婦別姓を導入するように4回目の是正勧告がなされたことを政府は真摯に受け入れるべきです。

国内でも、報道機関が行う世論調査では選択的夫婦別姓の導入を望む声が多数になっています。また、6月に日本経済団体連合会は選択的夫婦別姓の導入に関して「希望すれば、不自由なく、自らの姓を自身で選択することができる制度を早期に実現すべく、政府に提言する」と提言を発表しました。提言では、旧姓の通称使用の拡大に関して、「ビジネスの現場に

おいても、女性活躍が進めば進むほど通称使用による弊害が顕在化するようになった」と具体的な事例をあげて指摘しています。

夫婦同姓制度によって、アイデンティティの喪失、仕事上の不利益など日常生活・職業生活において、不利益、不便、苦痛が生じており、その解決は国および国会の責務です。

よって、国においては、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を早期に法制化することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月10日 提出。北海道上磯郡知内町議会議長、谷口康之。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣。以上でございます。

◎ 議 長（谷口康之）

説明が終わりました。これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上、4件の意見書案について、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案はそのように取り扱うことに決定しました。

● 議長発議 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第21、議長発議、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮りします。議会を代表して、正副議長並びに議員が出席または派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のため出張することについて、予め議会の承認を得たいと思います。このことを承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して、出席または派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、その都度議長において指名することに決定しました。

● 閉会宣言

◎ 議長（谷口康之）

お諮り致します。本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和6年第4回知内町議会定例会を閉会します。

大変ご苦勞様でした。

（ 閉会 午後2時05分 ）